

国保だより

令和5年度10月期分から
3月期分までの保険料の納付書をお送りします。

※年間の保険料を納付済みの方や口座振替の方、年金から差し引きの方にはお送りしていません。

※10月期から3月期までの一括納付用納付書は同封しておりません。ご希望の方にはお送りいたしますので国保資格係へご連絡ください。

●令和5年度国民健康保険料は次のとおりです。 ※保険料は、「所得割額」と「均等割額」の合算です。

	所得割額	均等割額	最高限度額(年間)
基礎賦課額 (医療分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 ^{注1} ×7.17%	45,000円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 65万円
後期高齢者支援金 等賦課額(支援金分)	世帯の加入者全員の算定基礎額 ^{注1} ×2.42%	15,100円 ×世帯の加入者数	一世帯あたり 22万円
^{注2} 介護納付金賦課額 (介護分)	世帯の介護保険第2号被保険者全員の算定 基礎額 ^{注1} ×2.13%	16,200円 ×世帯の介護保険 第2号被保険者数	一世帯あたり 17万円

注1 算定基礎額とは、前年の総所得金額等(ただし、退職所得金額を除く)から基礎控除額43万円を控除した額です。(土地建物等の譲渡所得について特別控除がある場合は、控除後の金額を総所得金額等に合算します。また、雑損失の繰越控除は控除しません。)

注2 介護保険第2号被保険者(40歳以上64歳以下の方)には、介護納付金賦課額が加算されます。

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131(第一庁舎2階23番窓口)

国保をやめるとき(届け出は14日以内に)

就職して勤務先等の健康保険に加入したとき、または、家族の健康保険に扶養認定されたときは、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

郵送でお手続きが可能です。

<お送りいただくもの>

- ・勤務先等の健康保険被保険者証のコピー・国民健康保険被保険者証(原本)
- ・やめる方の「氏名、住所、電話番号(平日の日中に連絡可能なもの)」を記入したメモ書き

<送付先> 〒114-8508(住所不要) 北区役所 国保資格係

国保資格係または区民事務所の窓口でお手続きいただく際には、次の3点をご持参のうえ、お届けください。

- ・勤務先等の健康保険被保険者証・国民健康保険被保険者証・マイナンバーカード(お持ちの方)

※届け出が遅れた場合、保険料の還付ができない場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131(第一庁舎2階23番窓口)



詳しくはこちら

北区の国保をやめた方は、必ず保険証をお返してください

北区の国民健康保険をやめた日から、北区の保険証は使えません。受診中の医療機関等がある場合は、必ず新しい保険証を提示してください。

北区の国民健康保険をやめた後に北区の保険証を使用したときは、北区が負担した医療費を返していただくことになりますのでご注意ください。

問い合わせ 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

保険料の納付には、便利な口座振替(自動払込)をご利用ください

<ペイジー口座振替受付サービスによる申込> ※申込は口座名義人ご本人に限ります。

下記のサービス対象金融機関をご希望の場合、**キャッシュカード**と保険証の持参のみで簡単に口座振替手続きができます。通帳・届出印が不要なうえ、口座振替開始までの期間が短縮できます。

- 受付場所：北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）
- サービス対象金融機関

- 銀行：みずほ、三菱UFJ、三井住友、りそな、ゆうちょ、きらぼし
- 信用金庫：東京シティ、城北、滝野川、巣鴨

※上記金融機関でも口座、カードの種類により受付できない場合があります。その場合は口座振替依頼書での申込となり、口座届出印が必要となりますのでご了承ください。

<口座振替依頼書による申込>

- 受付場所：対象金融機関窓口または北区役所（第一庁舎2階23・24番窓口）
- 受付方法：持参または郵送（混雑緩和のため、郵送でのお手続きにご協力ください。）

※口座振替の開始までには、**申込後1～2か月かかります**。お急ぎの場合はペイジーをご利用ください。
※口座振替依頼書をご希望の方は北区ホームページからお取り寄せいただくか、国保資格係までご連絡をお願いします。

<ペイジー及び口座振替依頼書共通>

- 振替日：原則6月～翌年3月までの**毎月末日**（末日が金融機関の休業日の場合は翌営業日）
- ※一括振替及び再振替は行っておりません。
- ※**口座名義人は世帯主でなくても構いません**。ただし、1世帯1口座のみとなります。
- ※詳しくは北区ホームページをご覧ください。



詳しくはこちら

<口座振替済のお知らせ>

1年間の振替金額を、12月下旬発送の「口座振替済のお知らせ」はがきにて通知します。年末調整や確定申告の際の参考資料としてご利用ください。
※納付書またはキャッシュレス決済、年金からの差し引きで納付していただいた金額は記載されません。

問い合わせ 国保資格係 口座・還付担当 ☎3908-1137（第一庁舎2階23番窓口）

国民健康保険料は所得控除の対象になります

年末調整や確定申告の際、令和5年中に**実際に支払った保険料の額**を、他の社会保険料控除額に合算して記入してください。**納付証明の添付は、必要ありません**。

なお、支払った金額がわからない方はお問い合わせください。

問い合わせ 国保保険料係 ☎3908-1159（第一庁舎2階24番窓口）

納付のご相談はお早めに

国民健康保険料を滞納されると、国民健康保険事業の運営に重大な支障をきたします。必ず納期限内での納付をお願いいたします。期限内に納付が困難な方は、早めにご相談ください。

●休日納付相談（日曜日開設）※**収支のわかる資料をご用意ください**

＜日時＞ **10月22日、12月3日、12月10日、6年2月25日、6年3月10日**
午前9時から午後4時

＜場所＞ 国保保険料係（第一庁舎2階25番窓口）

※電話による相談も可能です。

●滞納すると…有効期限の短い「短期被保険者証（短期証）」が交付されます。
さらに滞納が続くと、「被保険者資格証明書」の交付や、滞納処分（預貯金等の差押処分）を行います。

北区納付案内センター

北区が委託した民間事業者が、電話や訪問による納付の確認やご案内をしています（平日夜間・土日を含む）。

また、携帯電話やスマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）を利用してお知らせを送信しています（送信元の番号：070-1748-2588）。お知らせを受信された方は、納付案内センターへお電話ください。（SMSへの返信はできません。）

問い合わせ 国保保険料係 ☎3908-1135（第一庁舎2階25番窓口）
納付案内センター ☎3908-0324

交通事故や傷害事件にあったら

交通事故などの第三者行為によってけがをしたときは、原則として医療費は加害者が負担すべきものですが、届け出により国保で治療を受けることができます。国保を使って治療を受けたときは、窓口負担分を除いた医療費を国保が一時立替え、後日、被害者の方に代わって、国保（北区）が加害者に請求することになります。

国保の健全な財政運営のため、国保で治療を受けるときは必ず届け出をお願いします。

ただし、次の場合は国保は使えません。

- 加害者からすでに治療費を受け取ったり、示談を済ませたとき
- 業務中や通勤中の事故で労災保険が適用されるとき
- 酒酔い運転や無免許運転などによりけがをしたとき

問い合わせ 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

令和6年1月より産前産後期間における国民健康保険料の免除が始まります

世帯に出産予定の国民健康保険の被保険者または出産した被保険者がいる場合に、当該被保険者の保険料を一定期間免除します。免除となる期間は、出産予定月の前月（多胎妊娠は3か月前）から翌々月までの4か月間（多胎妊娠は6か月間）です。

※令和5年11月以降に出産予定の方が対象となります。

詳しくは、今後北区ホームページや北区ニュースなどでお知らせいたします。

問い合わせ 国保資格係 ☎3908-1131（第一庁舎2階23番窓口）

40歳～74歳の方へ 年に1回 特定健診を受けましょう

- 受診期限：令和6年1月31日（水）まで
- 費用：無料（※大腸がん検診同時受診は300円）
受診の際に必要な「受診券」は5月中旬にお送りしています。お手元に見当たらない場合は再発行いたしますので、健診コールセンターまでご連絡ください。

受診券の再発行 健診コールセンター ☎3908-9034

問い合わせ 庶務係（特定健診担当） ☎3908-1193（第一庁舎2階27番窓口）

ジェネリック医薬品差額通知を送付します

先発医薬品からジェネリック医薬品への切替えて、お薬代の自己負担額が軽減される方にお知らせをお送りします（対象者には10月下旬に発送予定です）。

- ジェネリック医薬品とは
先発医薬品（新薬）の特許期間終了後に製造販売され新薬とほぼ同じ成分・効果をもつ医薬品です。品質や安全性を国が審査しています。新薬よりも開発費などのコストがかからず安価なため、お薬代の自己負担の軽減や北区の国保財政の負担が軽減されます。
- ジェネリック医薬品を希望するには、医師・薬剤師にご相談ください。
※すべての先発医薬品に対しジェネリック医薬品があるわけではありません。
※医師の判断によりジェネリック医薬品が処方されない場合があります。

問い合わせ 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

柔道整復師の正しいかかり方

接骨院・整骨院で保険を使って受けられる施術は、外傷性のけがの場合に限られます。
単なる肩こりや腰痛、肉体疲労などに対する施術は保険の対象になりません。

国保が使える場合

○打撲 ○ねんざ ○挫傷（肉離れ等） ○骨折・脱臼（応急処置以外は医師の同意が必要です）

国保が使えない場合 <全額自己負担になります>

×日常生活からくる疲労や肩こり ×加齢による腰痛 ×スポーツなどによる肉体疲労など

《施術を受けるときの注意》

- ・負傷原因を正確に伝えてください。
- ・同一の負傷について、同じ時期に整形外科等の医師の治療を受けている場合、柔道整復師の施術は原則全額自己負担になります。
- ・施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
- ・「療養費支給申請書」は必ず内容を確認してから署名してください。
- ・領収書は必ずもらいましょう。

問い合わせ 国保給付係 ☎3908-1132（第一庁舎2階22番窓口）

75歳の誕生日当日から健康保険が変わります

75歳の誕生日当日から、自動的に「後期高齢者医療制度」に加入することになります。また、65歳～74歳で一定の障害があり、申請して認定された方も加入できます。国民健康保険の有効期限は75歳の誕生日の前日までとなり、新しい保険証（カードサイズ）「後期高齢者医療被保険者証」が簡易書留郵便で郵送されます。

なお、口座振替での納付をご希望の方は、改めて口座振替依頼書のご提出をお願いいたします。

問い合わせ 高齢医療係 ☎3908-9069（第一庁舎2階21番窓口）